**(4)農業改良資金について**

|  |  |
| --- | --- |
| **申請手続** | 農業改良資金は、農業者等が農業経営の改善を目的として、新たな農業部門を経営する、農畜産物の加工事業を始める、新たな生産や販売方法を導入するなどの新たな取組を支援するための資金で、無利子で融資を受けられる制度です。㈱日本政策金融公庫が貸付主体となりますが、農業改良資金を借り受けるためには、都道府県の貸付資格の認定が前提となります。  農業者等から融資相談があった場合は、速やかに日本政策金融公庫にお繋ぎください。日本政策金融公庫から大阪府に貸付資格認定申請等が回付され、大阪府において同資格の認定を行います。 |
| **貸付対象者** | ・持続農業法の認定農業者（エコファーマー）  ・農林漁業バイオ燃料法の生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等  ・農商工等連携促進法の農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者又は  中小企業者  ・米穀新用途利用促進法の生産製造連携事業計画の認定を受けた生産者又は製造事業者等（中小企業者に限る。）  ・六次産業化法の総合化事業計画の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る） |
| **返済期間** | 12年以内（うち据置期間※３年以内）  ※次のいずれかに該当する場合は据置期間５年以内  〇振興山村、過疎地域、中山間地域などの特定の地域で事業を実施する場合  〇農商工等連携促進法の認定を受けた農業者等、六次産業化法の認定を受けた  農業者等のいずれかに該当する場合 |
| **融資限度額** | 個人5,000万円、法人・団体１億5,000万円 |
| **利率** | 無利子 |

２-18

|  |  |
| --- | --- |
| **貸付資格の**  **認定** | ・　都道府県が行う貸付資格認定に当っては、農業者等の行う新しい取組みが農業改良措置に合致するかを判断し、合致するものに対し貸付資格を認定します。  ・　農業改良措置に合致するかの判断は、判断資料を提出していただき、後に開催する運営会議で適否を判断します。なお、その判断に際しては、営農指導を行う観点から、計画の達成可能性について対象農家の経験、技術力、地域性などから総合的に判断することとなります。 |
| **貸付資格の**  **認定基準** | 農業者等の経営の改善が見込まれる以下の新たな取組みに対して認定を行います。※農地取得を含む事業は対象外です。  ①　新たな農業部門の経営開始  新規の作物や家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目（品種を含む）区分へ進出する場合  　〈例〉新たな品種の導入（ホルスタイン種に変えてジャージー種の導入）  ②　新たな加工事業の経営開始  自ら生産した農畜産物を元に、新たな加工事業に取組む場合や、既に加工事業に取組んでいた者が従来の技術で対応出来ない新しい加工事業に取組む場合  〈例〉自栽培の農作物から漬物加工を開始  ③　農畜産物又は加工品の新たな生産方式の導入  新たな技術や生産方式を導入し、品質・収量の向上やコスト・労働力の削減に取り組む場合  　〈例〉イチゴの栽培方法を土耕栽培から高設栽培への転換  ④　農畜産物又は加工品の新たな販売方式の導入  従来の販売方式と違った新たな販売方式を導入する場合  〈例〉農家レストランの開業  ⑤　下記の特例法に基づき、計画等を認定された中小企業者等が農業経営に必要な施設の設置や連携先の農業者等の生産した農畜産物等を加工・販売するための施設の改良、造成、取得  ・持続農業法  ・農林漁業バイオ燃料法  ・農商工等連携促進法  ・米穀新用途利用促進法  ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の  農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法） |

２-19

**（５）青年等就農資金について**

【農業経営を開始するために必要な資金の借入れ】

|  |
| --- |
| 認定新規就農者に対して、青年等就農計画に即して農業経営を開始するために必要な無利子資金を公庫が融資します。 |
|

**１．借入対象者**

認定新規就農者

※　認定新規就農者とは、新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村長の認定

を受けた者をいいます。

**２．借入条件**

　（１）資金の使途

青年等就農計画の達成に必要となる資金

　　　　　・農地等の改良等（農地等の取得は除く）

　　　　　・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得

　　　　　・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得

　・創立費、開業費その他の繰延資産の取得等

　・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の開始によって必要　　　　　　　となる長期資金

　　（２）借入限度額　　　３,７００万円（特認限度額１億円）

　　（３）借入金利　　　無利子

　　（４）償還期限　　　17年以内(うち据置期間５年以内)

　　　　　　　　　　　　　（令和元年10月31日以前に貸付されたものは12年以内）

　　（５）担保・保証人　　　融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

**３．取扱融資機関**

株式会社日本政策金融公庫

**４．利用方法**

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

　　　 （最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに

照会して下さい。）

※必要書類については、最寄りの窓口機関等にお問い合わせ下さい。

２-20

**（６）経営体育成強化資金について**

【前向き投資と償還負担の軽減に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

|  |
| --- |
| 意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農  負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で公庫が融資します。 |
|

**１　借入対象者**

　　農業を営む者(主業農業者(※1)､認定新規就農者(※2)､集落営農組織など)

(※1) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の者をいいます。

(※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して

市町村長の認定を受けた者をいいます。

**２　借入条件**

（１）資金使途

①前向き投資資金

・農地等の取得・改良・造成　　・農地等の賃借権及び権利金等

・農機具、運搬用機具その他の施設の賃借権の取得（※1）

・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成

・家畜の購入又は育成

・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得

・農薬費その他の長期運転資金（※2）

・集落営農組織が法人化するときに、当該法人の構成員として法人に参加するために

必要な資金

（注）※1のうちその他の施設の賃借権の取得については集落営農組織に限る。

※2については、集落営農組織などに限る。

②償還負担軽減資金

・制度資金以外の負債の整理（再建整備資金）

・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減（償還円滑化資金）

③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金（事業再生支援資金）

・農薬費その他の長期運転資金

（２）借入限度額・償還期限・借入金利（借入金利は令和３年11月18日現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 資金名 | | [借入限度額]　個人１.５億円、  法人５億円の範囲内で①～③の合計額 | 償還期限 | 借入金利 |
| 1. 前向き投資資金 | | 負担額の80％ | 25年以内  (うち据置3～10年以内) | 0.30％ |
| 1. 償還負担軽減資金 | | |
|  | 再建整備資金 | 個人1,000万円～2,500万円  法人4,000万円 |
| 償還円滑化資金 | 経営改善計画期間中の５年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額 |
| 1. 事業再生支援資金 | | 負担額の100％ |

**３　取扱融資機関**

㈱日本政策金融公庫

２-２１

**（７）農業経営改善促進資金（スーパーS資金）について**

【農業経営の改善に必要な短期運転資金の借入れ】

|  |
| --- |
| 認定農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な低利  運転資金を、農協系統等の民間金融機関を活用し、借りやすく返しやすい方式で融通します。 |
|

**１．借入対象者**

　認定農業者(※)

　　　※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた者をいいます。

**２．借入条件**

（１）資金の使途

・計画の達成に必要な運転資金一般（既往負債の借換えは含まない。）

　　　　（短期運転資金の例）

　　　　　・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費

　　　　　・肉用素畜、中小家畜等の購入費

　　　　　・営農用施設・機械の修繕費

　　　　　・地代(賃借料)、営農用施設・機械のリース・レンタル料

　　　　　・市場開拓費、販売促進費　　等

（２）借入条件等

　　①借入方式等

　　 (ア) 極度借入方式（当座貸越又は手形貸付により極度額の範囲内で随時借入、随時返済）又は証書貸付

　　 (イ) 利用期間は、原則として計画期間

　　 (ウ) 極度額等については、原則として毎年見直し

　　②極度額等の上限

　　 　 認定農業者：個人５００万円、法人２千万円

　　　　　　　　　　　　　　（畜産・施設園芸については、それぞれ４倍）

　　③借入金利

　　　　変動金利制：（最新の金利については取扱融資機関にお問い合わせ下さい。）

　　　　（当座貸越方式をとる場合は、０.５％の範囲内で上乗せとなります。）

**３．取扱融資機関**

農協、銀行、信用金庫、信用組合

**４．利用方法**

借入希望者は、最寄りの窓口機関(農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

（最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センター

　に照会して下さい。）

　　 ※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

**※本資金については、大阪府では、現在、予算措置がなく休止中です。**

２-22